

第6回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和10年10月25日)

午後1時25分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 その他

◎出席委員 (10名)

- 1番 菅野能弘
- 2番 長谷川和夫
- 3番 佐藤能將
- 4番 樋口國先
- 5番 加川可名子
- 6番 神野充布
- 7番 杉田文枝
- 8番 山下博史
- 9番 瓜田晃
- 10番 藤本博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典
- 事務局次長 中村 稔
- 副主幹 村田絵美

◎開会宣言

藤本会長 | ただいまの出席委員は10名出席です。全員出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第6回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長 | <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に9番瓜田代理、1番菅野委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

藤本会長 | ご異議がないようでありますので瓜田代理、菅野委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長 | <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告はありますか。

(「なし」という者あり)

藤本会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

藤本会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | それでは、2ページをご覧ください。第5回総会以降の経過報告になります。10月20日令和3年度農業者年金記録管理システム研修会、オンライン研修会となりまして、私が出席をしております。Zoomを利用した研修会で、主催は北海道農業会議ですが、講師は東京の農業者年金基金の職員が行いました。主にシステムを利用するための説明会です。25日、本日第6回美深町農業委員会総会と総会后に現地調査第1班と農政小委員会がありますので、該当する委員さんの出席をお願いします。第6回総会以降の予定です。10月29日美深町まちづくり研修会、仁宇布小中学校の見学になります。樋口委員、山下委員、山崎局長が出席の予定です。11月4日令和3年度後期定期監査あります。こちらは事務局で対応します。16日令和3年度美深町農業支援塾開校式が予定されています。藤本会長、山崎局長が出席の予定です。17日令和3年度グリーンアドバイザー研修会、オンライン研修が開催されます。こちらも事務局で対応します。18日令和3年度美深町功労表彰式が文化会館COM100で開催されます。第7回美深町農業委員会総会ですが、11月26日に開催したいと思いますがいかがでしょうか。それでは、第7回農業者委員会総会は11月26日開催します。報告は以上です。その他何かありませんか。

山崎局長 | はい、局長。

藤本会長 | はい、局長。

山崎局長 | 11月18日令和3年度美深町功労表彰式の関係について、私の方から説明を

させていただきたいと思います。まず、本年度の受賞につきましては、産業功労表彰ということで、園部一正さん前美深町商工会長、同じく産業功労表彰荒谷和江さん、前農業委員、3件目善行表彰、高橋忠治さん、千葉県の方にお住まいですけども東京美深会相談役ということで、町の方へご寄付をいただいた関係です。特に荒谷さんの受賞につきましては、みなさんご承知のことと思いますけども農業委員4期12年と表彰審査委員の3期6年など地域農業や行政運営にも長年ご協力をいただき、今回の受賞となったことでございます。今年の授賞式については、コロナ禍ということもあり、祝賀会は行わず、表彰式のみで開催となりました。担当する総務課の方では、参加していただく方、来週文書を送付する予定と書いておりますので、文書届きましたら時節柄大変お忙しい時期とぞんじますけども多くの参加についてよろしく願いたいと思います。尚、時間については、11月18日午前11時から美深町文化会館COM100で行われ、例年でいきますと約30分程度の式典になると考えてございます。以上、功労表彰式の説明とさせていただきます。

藤本会長 ただいまの報告に対しましてし、ご質疑があれば受け賜ります。ありませんか。

藤本会長 なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

藤本会長 <日程第4>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 それでは、3ページをお開きください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおりありましたので審議を求めます。
整理番号4番、貸主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡、4ページまで続きまして、外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△、△△△. △△㎡の内△△△、△△△. △△㎡、となります。権利移転理由は、貸主は農地を使用貸借し規模縮小を図る、借主は農地を使用貸借して規模拡大を図るです。契約の種類は使用貸借、小作料は使用貸借ですので無償となります。期間は令和3年10月25日から令和13年10月24日の10年間となります。〇〇〇〇さんと〇〇さんは親子になりまして、〇〇さんが設立した会社へ農地を使用貸借します。〇〇〇〇につきましては、農地を賃貸・所有する農地所有的各法人の要件を満たしております。参考資料をご覧ください。参考資料の1ページには、今回使用貸借する〇〇地区と〇〇地区の農地を赤枠で表示しています。2ページには、〇〇地区の〇〇地区、それぞれ使用貸借する農地を表示しています。説明は以上です。

藤本会長 議案第1号について審議を願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長 ご質疑等がないようでありますので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。
よって、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 その他

藤本会長

<日程第 4>委員もみなさまから何かありませんか。

7 番

杉田委員

はい、7 番。

藤本会長

はい、7 番。

7 番

杉田委員

7 番杉田です。前回、話題になりました農業関係機関との意見交換会について、みなさまのご意見をうかがいたいと思います。よろしく願いいたします。

中村次長

はい、事務局次長。

藤本会長

はい、事務局次長。

中村次長

私の方から前回保留となった分につきまして、みなさまにご相談したいと思います。例年行っております農業関係機関との意見交換会、昨年はコロナの関係で中止となりました。今年度につきましては、前回提案した経緯もありますが、保留になりましたので改めて提案し、ご説明したいと思います。まず、この農業関係機関と意見交換会の意義、目的を申しあげます。これにつきましては、農業委員の役割のひとつでもあります農業・農村の声を代表する組織であるということからきまして、農業者集約または農業団体の声を行政、政策に反映するといったような目的がございまして、これに基づいて、開催しているということになってございます。また、この意見交換会は 12 月に町長へ提出します町政の農業施策の意見書の提出につながるものということでありまして、資料の抜粋を読み上げますと、農業委員会は農地等の利用の最適化に取り組む中で、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関に対し、農業等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないということございまして、広く農業者へ声を聴いて、それを次年度の農業施策の予算ですとかこれからの委員活動につなげていくというものでありまして、この農業関係機関等の意見交換会は、年に 1 回条件が整えば開催すべきものかなという風に考えております。意見交換会先につきましては、事務局で事前打ち合わせをし、先ほど農政小委員会委員長、副委員長、会長とも事前打ち合わせを行いました。意見交換会候補先、今年度につきましては、JA 北はるか役員と行っていきたいということで、ご提案をさせていただきます。理由としましては、昨年この団体を予定していたが、中止となってしまったので、引き続き今年度ということ、そして、JA 北はるかにつきましても年末にかけて農業振興計画を策定するということもあって、農業者の声も聴きたいというようなことから、これは役員会決定をしてからの最終合意となるわけですけれども今のところ JA 北はるか役員を意見交換会先ということで、進めてまいりたいことをご提案申しあげます。まず、みなさんのご意見をいただきたいと思います。

藤本会長

何がご意見ございますか。

藤本会長

急にですので、総会後の小委員会で話をさせてもらうということによろしい

藤本会長

でしょうか。

(「はい」という者あり)

あと、事務局から何かありませんか。

◎閉会宣言

藤本会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第6回美深町農業委員会総会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

※終了 午後1時45分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議長 会長

⑩

署名委員 9 番

⑩

署名委員 1 番

⑩